

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実、経営の最重要課題のひとつと認識しております。すなわち、企業価値の向上という目的の下、経営の透明性・公正性・迅速性の確保および適切な情報開示を実践する経営体制を構築するとともに、「富士エレクトロニクス・グループ企業行動基準」の制定により、全役員および従業員の法令遵守・企業倫理の徹底に取り組んでおります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ケイ・アイ・シー	2,569,500	15.74
息栖邦夫	816,000	4.99
観野福太郎	812,155	4.97
株式会社三菱東京UFJ銀行	330,000	2.02
株式会社みずほ銀行	330,000	2.02
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託東京都民銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	330,000	2.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	304,700	1.86
株式会社三井住友銀行	247,000	1.51
息栖清	227,600	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	217,700	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情



## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <small>更新</small>	10名
定款上の取締役の任期 <small>更新</small>	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 <small>更新</small>	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 <small>更新</small>	4名
監査役の人数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、社内組織として内部監査室(1名体制)を設け、毎年監査計画に従い、本社・全国各拠点及び連結子会社(海外現地法人を含む)について内部監査を実施し、業務執行のチェックを行っております。内部監査室が実施した監査結果につきましては、代表取締役社長、内部統制部門及び監査役に対して随時報告されており、監査役との間では必要に応じて協議・情報交換を行うなど連携を図っております。

監査役は4名(社外監査役3名)選任されており、監査の方針や業務分担等に従い、取締役会、経営会議等への出席、取締役等からの事業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査などにより厳正な監査を実施し、経営への監視機能を果たしております。

会計監査人は、監査役、内部監査室及び内部統制部門に年間の監査計画・方針等を説明するとともに、四半期・期末決算等において監査結果の概要を報告しております。また、監査役、内部監査室及び会計監査人の3者で定期的に意見交換を実施しており、監査の質的向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大竹 修	他の会社の出身者					○			○	
三村藤明	弁護士				○	○			○	
高木勇三	公認会計士				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
大竹 修		株式会社半導体総合研究所 代表取締役	半導体総合研究所の代表取締役として当社業界の諸情勢・今後の動向に精通するなど、社外監査役として十分な見識を備えているため選任いたしました。
三村藤明	○	ピンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所	弁護士として企業法務等豊富な知識を有するなど、社外監査役として十分な知見を備えているため選任いたしました。また、独立役員の属性等を検討した結果、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したことから独立役員として選任いたしました。
高木勇三	○	監査法人五大 会長	長年の公認会計士としての識見と経験から、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断し選任いたしました。また、独立役員の属性等を検討した結果、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したことから独立役員として選任いたしました。

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数 <b>更新</b>	2名
-------------------	----

その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 <b>更新</b>	実施していない
-------------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の基本報酬につきましては、役位毎に職責に応じた年俸を定めており、当社の経営成績及び取締役の業績等を勘案し、役員個人の賞与を決定しているため、インセンティブは実質的に機能しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 <b>更新</b>	個別報酬の開示はしていない
---------------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役及び監査役の報酬等の額  
・取締役4名 156,100千円(うち社外取締役 該当なし)  
・監査役4名 29,080千円(うち社外監査役 3名 16,380千円)  
※役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はいたしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <b>更新</b>	あり
--------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、責任範囲の大きさや業績等を勘案して決定しております。監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役をサポートする専属スタッフはおりませんが、必要に応じて経営企画部、総務部、内部監査室等が適宜対応することとしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社の業務執行に関する重要事項は取締役会にて決議いたしますが、業務執行に関わる重要会議として、経営会議と営業会議があります。経営会議は、個別経営課題の協議の場として、取締役、執行役員、監査役、部長より構成し、毎月の取締役会と同日に開催しております。ここでは、経営計画、組織体制、予実分析、財務状況、営業状況等につき実務的な検討が行われ、迅速な経営の意思決定に活かされております。営業会議は、毎月本社・各拠点の営業グループリーダーを集め開催し、業務執行の要である各グループの営業活動および会社方針の徹底状況を、営業部門の取締役、執行役員、部長出席の下、検討・協議する体制をとっております。

経営監視機能としては、監査役の取締役会、経営会議への出席のほか、監査役会を毎月開催し、常勤監査役からの報告等をもとに監査に関する重要事項につき協議しております。監査役の機能強化に関する取組状況については、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外監査役の選任状況」欄をご参照下さい。

また、社内組織として内部監査室を設け、毎年監査計画に従い本社、全国各拠点および連結子会社(海外現地法人を含む)について内部監査を実施しております。

会計監査については、新日本監査法人と監査契約を締結し、連結子会社を含めて、所定の監査を受けております。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木 真一郎 (継続監査年数2年)

指定有限責任社員 業務執行社員 神山 宗武 (継続監査年数5年)

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士4名、その他9名

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役制度を採用し、取締役会は取締役5名、監査役4名(うち社外監査役3名)が出席し、月1回定例開催しております。取締役会には常勤・非常勤監査役とも必ず出席し、取締役とは職責を異にする独立機関であることを充分認識し、積極かつ活発な意見具申をしており、社外取締役は選任してはおりませんが、経営チェックを行うことが充分可能であると考え、現状の体制を採用しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第41回定時株主総会 発送日：平成23年5月6日 開催日：平成23年5月26日
その他	招集通知、決議通知を当社ホームページに掲載

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間・期末の決算発表後、定期的に開催	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、決算説明会資料、招集通知、決議通知、株主通信	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境管理の国際規格「ISO14001」を平成14年12月に認証取得。同規格による環境マネジメントシステムの運用により、半導体商社として地球環境保全に努めております。また、平成19年1月に、品質マネジメントの国際規格「ISO9001」の認証を取得し、業務品質の改善により顧客満足度の向上に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	富士エレクトロニクス・グループ企業行動基準において「企業活動や経営の透明性を確保するため、適時・適切・公平な情報開示に努める。」旨規定しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 基本的な考え方

当社は、内部統制の目的は、業務の有効性及び効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守及び資産の保全にあると、従来から認識し、各種規程や組織等による内部統制システムの整備に努めているところであります。

#### 2. 整備状況

##### (1) 取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役の職務執行は、「取締役会規程」、「取締役会付議基準」、「組織規程」、「職務権限規程」等に基づき行われ、あわせて職務執行にあたっては、「富士エレクトロニクス・グループ企業行動基準」、「役員執務規程(内規)」等で、法令遵守と役員としての責務が明記されている。
- 社員の職務執行は、「組織規程」、「職務権限規程」及び「稟議取扱規程」等に基づき行われ、あわせて職務執行にあたっては、「富士エレクトロニクス・グループ企業行動基準」、「就業規則」等で、法令遵守と社員としての責務が明記されている。
- 社員の職務執行状況の監視は、内部監査人による「内部監査規程」に基づき行われている。
- 「公益通報者保護規程」に基づき内部通報窓口である「社内ホットライン」を設け、取締役又は社員の不正行為等の発見と是正を図る体制を構築している。
- コンプライアンス委員会を設け、会社全般に係るコンプライアンスの推進状況の把握と必要施策の立案等を行い、定期的に取り締り委員会、経営会議に報告することとしている。

##### (2) 取締役又は使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書保存規程」に基づき、次の文書等につき、保存年限を定めて適切に管理することとしている。  
株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、経営会議議事録、その他重要会議の議事録、稟議書、行政機関・証券取引所等への提出書類の写し

##### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社の業務執行に関わるリスク管理は、会社全体として把握するリスクと個別的に把握するリスクの、二つに分けた対応としている。
- 前者については、例えば半導体需要動向による影響、主要仕入先への依存による影響等があるが、これらは多面的検討を経て慎重に決定するため、経営会議での検討、取締役会での決議としている。
- 後者については、例えば為替管理、与信管理、在庫管理、情報管理等があるが、対応する部署、規程、マニュアル等があり、これらに従っている。また、新たに生じたものについては、速やかに対応部署を決めて対応策を策定することとしている。
- 内部監査においても、定められたリスク管理対応の状況と新たなリスク把握に努めている。
- リスク管理委員会を設け、会社全般に係るリスク管理の推進状況と必要施策の立案等を行い、定期的に取り締り委員会、経営会議に報告することとしている。

##### (4) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 「関係会社管理規程」に基づき、次の観点から管理している。
  - 取締役会にて、子会社の月次決算、当社との競業取引・自己取引、当社からの連帯保証状況等の報告を行う。
  - 子会社の必要に応じて、当社役員又は社員を子会社役員に派遣する。
  - 子会社の業務運営の重要事項は、その報告を受け社内協議の上、必要な助言と指導を行う。
  - 内部監査規程に基づき、当社が定期的に内部監査を実施する。
- 「関連会社報告会」を定期的に開催し、業務の進捗状況の報告を受けるとともに、業務運営等につき意見交換を行う。
- 財務報告に係わる適正性を確保するために必要な内部統制を整備、構築する。

##### (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

- 監査役のためにより、監査役の職務を補助する社員として適切な人材を配置する。
- 監査役の職務を補助する社員の人事考課は監査役が行い、人事異動は監査役と協議する。

##### (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 取締役会、経営会議、その他重要な会議等において、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行状況・結果について報告する。
- 内部監査室の行った内部監査結果や「公益通報者保護規程」に基づく通報状況について、監査役に報告する。
- 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

##### (7) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役半数以上が、常に各種の専門知識を有する社外監査役である体制を確保し、独立的立場から監査活動が行える環境を整える。
- 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社の対処すべき課題などにつき意見交換を行い、必要があると認められる場合は、監査役監査の実効性を高める適切な措置を講ずる。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

「富士エレクトロニクス・グループ企業行動基準」の中で、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み一切の取引や関係を遮断する旨を定めております。  
その整備状況については、対応部署において、外部専門機関などから関連情報を収集するとともに、社内研修などの社員教育に努め、有事の際には、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断・排除することとしております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の適時開示体制の概要は以下の通りです。

### 1. 適時開示に係わる基本的な考え方

当社は、会社情報の適時開示を、金融商品市場に対する株主・投資者を始めとしたステークホルダーの信頼の根幹をなす重要な責務として考えており、情報開示の取扱いについては、金商品取引法等の慣例法令および東京証券取引所規則を遵守し、迅速・正確かつ公平な開示に努めております。また、情報開示の重要性について「富士エレクトロニクス・グループ企業行動基準」に規定し、周知徹底を図っております。

### 2. 情報開示に関する規程

当社は、「内部情報管理規程」を制定して管理すべき情報の内容、管理、開示方法を具体的に明示しております。

### 3. 開示管理体制

開示が必要な情報について伝達・入手を規制し、関係者を必要最小限に限定しています。また、作成保管には遺漏のなきよう外部委託する場合も含め秘密保持に努めています。

### 4. 開示の時期・方法

当社は、有価証券上場規程に基づき、重要な会社情報の決定又は発生時に、直ちにその内容を開示いたします。情報開示には取締役会に付議/承認または報告後、速やかに行う事を原則としていますが、決算情報の修正など緊急を要する案件については、取締役社長と協議の上、開示を優先させます。

当社のコーポレートガバナンスの体制は、次の図の通りです。

